

岩手県監査委員告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年9月5日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川 村 伸 浩
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
医療局	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び事業運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入、支出等の事務が適正になされているか、また、収入確保に係る債権管理、未収金回収等が適正になされているか、事務事業の執行に係る委託事業の契約事務、補助事業の交付決定事務等が適正になされているか等に着眼して監査を行った。
岩手県立中央病院	〃	〃

2 監査の結果

(1) 医療局

ア 経営の状況

(ア) 患者数

区 分	令和6年度	令和5年度	比 較	
			人 数	増減率
入院	人 1,092,813	人 1,063,124	人 29,689	% 2.8
外来	1,658,902	1,689,646	△30,744	△1.8

(イ) 経営収支

区 分	令和6年度	令和5年度	比 較	
			金 額	増減率
事業収益	千円 115,012,616	千円 116,739,989	千円 △1,727,373	% △1.5
事業費用	122,312,695	120,277,103	2,035,592	1.7
収支差引額	△7,300,079	△3,537,114	△3,762,965	△106.4

イ 予算の執行及び財産の管理の状況 留意改善を要する事項は、次のとおりである。

請負業務の契約に当たり、業務の内容を示す書面が請書に添付されていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。

(2) 岩手県立中央病院

ア 経営の状況

(ア) 患者数

区 分	令和6年度	令和5年度	比 較	
			人 数	増減率
入院	人 184,885	人 185,581	人 △696	% △0.4
外来	253,003	252,331	672	0.3

(イ) 経営収支

区 分	令和6年度	令和5年度	比 較	
			金 額	増減率
事業収益	千円 25,981,898	千円 26,281,827	千円 △299,929	% △1.1
事業費用	26,915,380	26,246,097	669,284	2.6
収支差引額	△933,483	35,730	△969,213	△2,712.6

イ 予算の執行及び財産の管理の状況 留意改善を要する事項は、次のとおりである。

(ア) 生理検査システムの点検作業に係る経費の支出に当たり、支出科目を誤っているものが1件、2,904,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(イ) 通勤手当及び分娩手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、38,178円、少なく支給しているものが2件、4,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(ウ) 委託業務の執行に当たり、積算を誤っているものが1件、726,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

。なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいるので、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。